

懲戒処分等の情報の公表

懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成 18 年 11 月 14 日施行）に基づき、会員の懲戒処分等について、以下に公表する。

《会則第 47 条および第 47 条の 2 の規定に基づく会長による会員の処分》

- ・ 氏 名 前田 晃
- ・ 登録番号 08261248
- ・ 会員番号 5515
- ・ 事務所所在地 大阪府茨木市沢良宜西一丁目 4 番 12 号
パロス沢良宜 207 号
- ・ 所属支部 三島支部
- ・ 処分年月日 平成 30 年 10 月 24 日
- ・ 処分内容 廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
- ・ 処分理由 行政書士法第 6 条の 4、第 10 条、行政書士倫理第 1 条、第 5 条、第 25 条、第 30 条、会則第 40 条に違反した。

〔 被後見人の施設で働く女性職員 2 名に対し、付き合いを求めるなど、ストーカー、セクハラ行為を行い、施設の管理者から注意を受けても改めず、多大な苦痛と恐怖を与えた。

被後見人の親族と施設管理者から当該行為を止め、後見人を辞退することを求められたが拒否し、親族らは大阪家庭裁判所に後見人解任申立てを行い（2 件）、被処分者は後見人を解任された。

その後、後任成年後見人より後見事務の引継ぎ要請があったにもかかわらず、その要請に応ぜず、被後見人と親族に多大な不安を与えるとともに、後任後見人の後見事務にも支障をきたした。

また、事実確認を進める中で事務所の実態がないことが発覚した。

このような事実は、行政書士の信用及び品位を害するものである。〕

平成 30 年 10 月 24 日

大阪府行政書士会
会長 高尾 明仁

※ 公表する期間：平成 30 年 10 月 24 日から平成 35 年 10 月 23 日まで